

中央支部発 29 第 3 号
平成 29 年 11 月 吉日

会 員 各 位

東京都社会保険労務士会
中 央 支 部
支 部 長 助川 弘美
(公印省略)

中央支部 平成 29 年度第 3 回例会及び第 3 回研修会のお知らせ

晩秋の候、会員の皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、中央支部におきましては、第 3 回例会及び研修会を下記により開催致しますので、
多くの会員の皆様にご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 開催日時 平成 29 年 12 月 13 日 (水) 午後 2 時 20 分～4 時 45 分
2. 会 場 中央区立 日本橋公会堂 2 階 第 3、4 洋室
〒103-8360 中央区日本橋蛸殻町 1-31-1 日本橋区民センター内
(電話番号) 03-3666-4255
3. 例 会 午後 2 時 20 分～2 時 50 分
○東京会、中央統括支部、中央支部等に関する諸連絡
○新規入会者の紹介
○情報その他
4. 研修会 午後 3 時から 4 時 45 分
※研修の時間は午後 3 時 00 分から 4 時 30 分迄 (1 時間 30 分) で
その後 4 時 30 分から 4 時 45 分まで質疑応答の時間を予定しております。

テーマ： 「無期労働契約転換対応のための実務」

～もう待たなし！有期労働者の無期転換ルールへの対応～

【概 要】

平成 25 年 4 月の労働契約法の改正により、新たに「無期転換ルール」が導入され、対象となる労働者は法律施行から 5 年目となる平成 30 年 4 月以降に大量に発生することが見込まれています。会員皆様の企業、顧問先の対策はもう大丈夫ですか？今回は弁護士の坂東利国先生を講師に迎え（労働契約法第 18 条や無期転換ルールの基礎知識、企業が来春（平成 30 年 4 月）までにしておくべきこと、無期転換ルールが始まることにより考えられる労務トラブルやリスク、雇止めに関して、無期転換に伴う就業規則作成及び変更のポイント）～など幅広くお話して頂く予定です。来春前のこの時期だからこそ必聴です！勤務会員、開業会員問わず是非ご参加下さい。

5. 講師：ホライズンパートナーズ法律事務所 弁護士 坂東 利国 氏

【講師略歴】

《講師》

弁護士 坂東 利国（ばんどう よしくに）氏

《経歴》

1989年 県立千葉高校卒業
1994年 慶應義塾大学法学部法律学科卒業
2003年 弁護士登録（東京弁護士会）
2011年 ホライズンパートナーズ法律事務所設立

《所属・役職》

日本労働法学会所属
日本CSR普及協会所属
東京商工会議所専門相談員（平成19年-21年、平成23年-平成24年）
渋谷駅周辺地域ICT活用検討協議会法律顧問（平成26年）
三浦市ICT活用検討協議会法律顧問（平成27年）

《主な著書等》

- ・税理士のための会社法務マニュアル（共著。第一法規 2011.9）
- ・マイナンバー社内規程集（日本法令 2015.5）
- ・マイナンバー実務検定公式テキスト（日本能率協会マネジメントセンター 2015.10）
- ・個人情報保護士認定公式テキスト（共著。日本能率協会マネジメントセンター2016.2）
- ・個人情報保護士認定試験公認テキスト（共著。全日本学習振興協会 2017.5）
- ・改正個人情報保護法対応規定・書式集（日本法令 2017.5）



以上